

発議第3号

つくばみらい市議会議員の議員報酬の特例に関する条例

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第13条第1項の規定により提出します。

令和2年3月25日提出

つくばみらい市議会議長 伊藤 正実 様

提出者 つくばみらい市議会議員 古川 よし枝

賛成者 つくばみらい市議会議員 間宮 美知子

提案理由

新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策による影響は、雇用や営業に及んでおり、市民生活や多種事業者への多大な不安と経済的損害を伴っています。今後、地域経済の低迷が予測され、国とともに行政として市民生活への可能な限りの支援が求められることから、この時期の議員の報酬引上げは、市民の理解が得られないものと考えます。

よって、新型コロナウイルス感染症の拡大が収束し、安定した生活を取り戻すまでの当分の間、議長、副議長及び議員の報酬の引上げを中止することを求め、議員報酬の特例に関する条例案を提出するものです。

## つくばみらい市議会議員の議員報酬の特例に関する条例

### (趣旨)

第1条 この条例は、つくばみらい市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(平成18年つくばみらい市条例第28号。以下「議員報酬条例」という。)に規定する議長、副議長及び議員の報酬について特例を定めるものとする。

### (議長の報酬の特例)

第2条 議長の報酬月額については、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に限り、議員報酬条例第2条第1項の規定にかかわらず、同項により議長が受けるべき金額から3万4,000円を減じて得た額とする。

### (副議長の報酬の特例)

第3条 副議長の報酬月額については、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に限り、議員報酬条例第2条第1項の規定にかかわらず、同項により副議長が受けるべき金額から3万2,000円を減じて得た額とする。

### (議員の報酬の特例)

第4条 議員の報酬月額については、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に限り、議員報酬条例第2条第1項の規定にかかわらず、同項により議員が受けるべき金額から3万1,000円を減じて得た額とする。

### 附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。